

本則課税でしか計算できないことになったわけである。簡易課税方式で計算していた会社が本則課税方式になることによって、消費税納税事務負担は2倍になり、消費税納税額は1.5倍位になるものと思われる。

本則課税方式は、お客様からいただいた1年分の消費税相当額と、物品などの購入時に支払った1年分の消費税相当額との差額を納税額とする方法であり、いわゆる益税が生まれる余地はない。したがって、消費税制度の信頼性、透明性という観点から全ての事業者がこの方法で納税額を計算すべきである。

しかし、この方法には、中小零細事業者にとって解決しなければいけない問題がある。それは、経理事務員の消費税知識の習得という問題と事務負担量の増加という問題である。会社は、物を購入したりサービスの提供を受け、毎日のようにお金を支払っているが、この中には消費税が含まれている取引と消費税には関係ない取引がある。支払いごとにどちらの取引なのかを判断して、コンピューターの経理プログラムにその意思表示を入力していく。ここまでは、本則課税で計算する限り避けては通れない。事務量の増加はこれだけではない。帳簿の記載要件というものが決められている。誰から、どんな物を、幾らで、いつ買って、いつ払ったかを記載しなければいけない。この中で、誰に、幾らを、いつ払ったかは、会社自身が管理する上で最低必要な事項であり、消費税が導入になる前から当然に記載していたわけであるから、事務量増加の問題にはつながらない。消費税の本則課税を採った場合には、何を、いつ買ったかまで記載しなければいけないのである。しかも、根拠となる請求書等が保存されていてもである。このような納税事務負担に配慮して、簡易課税の適用上限を2億円としてきたわけである。

零細企業の事務量の負担を考えると、簡易課税の適用上限の引き下げに当たっては、適用要件を「帳簿及び請求書等の保存」ではなく「帳簿又は請求書等の保存」と改正することはできなかったものだろうか。

2 事業者免税点制度の適用上限の引き下げ

免税点が3000万円以下から1000万円以下に変更になった。年間売上高が1000万円超の事業者が新たに消費税の納税義務者になったわけである。これらの事業者は、ほとんどの会社が簡易課税方式を選択するものと

思われる。なぜならば、前述した事務負担の問題と、預かった消費税が手元に残る僅かばかりの益税があるからである。

この様な中で、簡易課税方式を選択することが、益税どころか不利になると思われる業種の方がある。二、三例に出せば、たばこ小売店、酒小売店である。これらの業種は商品の仕入れ率だけで80%から85%になっている。小売業のみなし仕入れ率は80%であるから、商品仕入れだけでこれを食いつぶしてしまい、一般経費分相当額の支払い消費税が過剰払いになってしまふ。このような現象を益税に対して「損税」とでもいうのだろうか。つまり、これらの業種の会社は本則課税を選択した方が有利なわけである。しかし、その場合には面倒な事務負担という問題がある。

これらのことを考えると、適用上限を2000万円位に設定するか、或いは見なし仕入れ率の細かな配慮が欲しかったように思う。

3 益税を考える

益税というものを考えたときに、益税は二種類あるのではないだろうか。一つは、消費税として預かったお金が納税されずに事業者の手元に残る益税である。これを解消する目的で簡易課税制度及び事業者免税点制度の適用上限の引き下げが行われた。もう一つの益税は、納税額の発生時期とこれを納付する時期との時間差による益税である。最大で14か月の時間差が発生する。この時間差の期間、企業はこのお金を運用できるわけである。零細事業者にとっては納税額が少額なのでピンとこないかもしれないが、例えば、年間納税額が120億円の大会社を考えてみてほしい。この益税解消対策として大会社は毎月納付となった。それでも年間納税額が120億円の会社なら10億円は常に会社に滞留していることになる。益税は好ましくないことは確かであるが、事業者の事務負担を考えると何がしかの益税は事務負担料と考えられないだろうか。

今回の改正で5000万円超2億円以下の会社に益税が生まれる余地はなくなった。それならば、別途、事務手数料が欲しいなあと考えるのは私だけだろうか。

(緑法人会税制委員 奥原章男)